事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度					
事務事業名	No. 高齢者在宅生活支援サービス補助事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No. 4 保健・福祉	所属係	介護保険係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No. 基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般　款：03　項：01　目：02　事業コード：01 11 07 41 50	法令根拠	国立市高齢者在宅生活支援サービス事業に関する助成金交付要綱		
事業期間	□単年度のみ　☑単年度繰返　□期間限定複数年度 →（ H12　年度 ～　　年度 ）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
①介護支援専門員また福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格を有するものが住宅改修の理由書を作成した場合に助成する事業で、居宅介護支援を受けていない被保険者の住宅改修支給申請に添付する理由書を作成する介護支援専門員等に対し、1件当たり2,000円の助成金を支払う。（住宅改修理由書作成支援補助事業から平成26年度変更）
②介護支援専門員が高齢者の在宅生活を維持するために必要な支援（食事サービス新規申込者のアセスメント）を行った場合に、1件あたり2,000円のサービスコーディネート助成金を支払う。（高齢者食事サービス事業から平成26年度変更）
主な業務の内容は次のとおりである。①理由書を作成したものから1月ごとに申請　②市が申請内容を審査し決定　③請求に基づき支払う

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
①介護保険制度発足時にケアマネージャーとの契約が無い被保険者について住宅改修理由書を作成してもらう必要があったため。
②平成25年度に高齢者食事サービスの制度改正に伴い、開始した。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
住宅改修理由書または食事サービスのアセスメント書類作成者(介護支援専門員・福祉住環境コーディネーター)からの請求により、サービスコーディネート助成金を支払。
住宅改修理由書　20 件　　食事サービスアセスメント　3 件

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
前年度と同じ

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
高齢者が在宅生活を維持するために必要とする支援を行った介護支援専門員等に対して助成金を交付することにより、高齢者の在宅生活の質の向上を図る。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
介護支援専門員、福祉住環境コーディネーター
介護に係る専門的知識、経験を有する者であるため（又は住宅改修に係る福祉的観点を持っている者であるため）

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
安定した介護保険事業を運営し、高齢者が住みなれた地域で、生きがいをもって安心して住み続けることができる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請件数	ア	件	24	10	11	23	40		12
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	介護保険住宅改修申請者（ケアマネージャーとの契約なし）	ア	人	17	7	8	20	25		12
	食事サービス新規申込者	イ	人	17	3	3	3	15		0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	住宅改修理由書作成数	ア		17	7	8	25	25		17
	食事サービスアセスメント書類作成数	イ	件	7	3	3	15	15		12
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	8	3	4	4	4		0
		正規職員人件費計(C)	千円	40	15	20	20	20	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	40	15	20	20	20	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円	48	20	22	46	80		24
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	48	20	22	46	80	0	24
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	88	35	42	66	100	0	24
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-88	-35	-42	-66	-100	0	-24
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
介護保険住宅改修の利用又は食事サービスの利用のみではケアマネージャーとの契約を結ぶことができないことから、ケアマネージャーのいない被保険者のために市が補助をしなければならない。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
介護認定を受けた多くの被保険者はケアマネージャーとの契約を結べており、ケアマネージャーなしでのサービス利用は一部に留まる。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 影響有　⇒【その内容】
ケアマネージャーのいない被保険者のサービス利用の機会が失われる恐れがある。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
☑ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
類似の事業がない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
補助単価を下げることにより、ケアマネージャーの協力を得にくくなる可能性がある。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
住宅改修担当の正規職員がその知識を使って審査しており、現状以上の削減は困難である。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
書類作成には一定の専門性が必要であり、ケアマネージャーのみでなく、福祉住環境コーディネーターも対象とする等、公平性を以って補助を行っている。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

□ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けるための施策である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
特段の意見は聴取できていない。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者の在宅生活の維持に役立っている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
令和元年度は前年度と比較し、申請件数が少なかった。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
☑ 現状維持（従来通りで特に改善改善をしない）

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
一定の利用者が常に見込まれ、廃止とする基準はない。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度					
事務事業名	No. 介護保険サービス利用負担軽減事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No. 4 保健・福祉	所属係	介護保険係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No. 基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般　款：03　項：01　目：02　事業コード：01 12 70 50 00	法令根拠	国立市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに関する利用者負担額軽減措置事業実施要綱、国立市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに関する利用者負担額軽減措置事業補助要綱		
事業期間	□単年度のみ　✔単年度繰返　□期間限定複数年度 → （　12　年度　～　　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
①介護保険低所得者対策として訪問介護・通所介護、リハビリテーションのサービス利用者のうち所得税非課税世帯の属する方を対象に本来の利用者負担額10%を3%（21年度4%、22年度5%、23年度6%、24年度7%、25年度8%、26年度9%）にすることで利用者の経済的負担を軽減する事業。通所介護、リハビリテーションについては市の単独事業であるが、訪問介護の障害分は国の補助制度（20年6月サービス分をもって廃止）である。
（1）制度利用者からの申請を受け付ける。（2）認定・却下の判断を行う。（3）事業者からの請求に基づき支払う。平成26年度利用分をもって廃止。（予算の内訳）

②介護保険サービスを利用する低所得者で特に生計困難者に対し、社会福祉法人又は区市町村がその社会的役割により、利用者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進のため、社会福祉法人等が軽減した利用者負担額の1/2を助成する事業。主な業務の内容は次のとおりである。①対象サービスを提供しようとする社会福祉法人から申請　②市が申請書を審査し決定　③請求に基づき支払う　④社会福祉法人から事業実績報告書提出　⑤市が事業実績報告書を審査し、確定

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
①生計困難者について、介護保険サービスが開始されたことによる利用者負担発生の経過措置として、平成12年度に開始された。
②低所得者で特に生計困難者の介護保険サービスの利用に係る自己負担額を減免する社会福祉法人に対して補助を行うことで生計困難者の負担を軽減するため、平成17年度要綱制定。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
②対象被保険者1名

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
②現在利用者1名を見込んでいる

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
低所得者で特に生計困難者の介護保険サービスの利用に係る自己負担額を軽減する。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
市民税非課税世帯の介護保険サービス利用者

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
安定した介護保険事業を運営し、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って、安心して住み続けることができる。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	介護保険サービス利用者減額認定者数	ア	人	0	0	0	0	0		0
	生計困難者の介護保険サービス利用者負担軽減を行った社会福祉法人	イ	件	1	1	1	0	1		-1
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	市民税非課税世帯の被保険者数	ア	人	5,016	5,016	5,599	5,598	5598		-1
	生計困難者の介護保険サービス利用者負担軽減を行った社会福祉法人	イ	件	1	1	1	0	1		-1
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）		ア								0
	生計困難者の介護保険サービス利用者負担軽減を行った社会福祉法人	イ	件	1	1	1	0	1		-1
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	100	100	100	100	100		0
		正規職員人件費計（C）	千円	500	500	500	500	500	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1						
		延べ業務時間	時間	50						0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	75	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	575	500	500	500	500	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	3						0
		補助費等	千円	126	150	118	0	150		-118
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	129	150	118	0	150	0	-118
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	704	650	618	500	650	0	-118
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円	83	112	88	0	112		-88
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	83	112	88	0	112	0	-88
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-621	-538	-530	-500	-538	0	30
一般財源投入割合			%	88%	83%	86%	100%	83%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔妥当である　⇒【以下に理由を記入】 全国的な制度であり、都の補助を受けて保険者である市が行う必要がある。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	✔向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】 サービス提供事業所への制度周知により対象者にサービスが行き渡るようにする必要がある。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	□影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔影響有　⇒【その内容】 生計困難者の経済的負担が増えることで、サービス利用が抑制される可能性がある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□他に手段がある　（具体的な手段，事務事業） □統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】 ✔他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】 介護保険サービスの低所得者対策の類似事業は存在しない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） さらなる歳入を確保できないか？	□事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】 利用者の負担軽減額の半額は社会福祉法人の負担となっており、現状以上の市の負担削減は困難である。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	□削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】 補助額の計算には保険給付に係る一定の知識が必要であり、正規職員でなければ困難である。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ✔公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】 社会福祉法人との折半で行っている事業であり、偏りはない。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□評価になじまない
低所得の高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けるための施策である。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
特段の意見は聴取できていない。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減事業実施を申し出た社会福祉法人等の営む介護保険サービスを利用する国立市介護保険被保険者について、当該社会福祉法人等に補助金を交付することで、生計困難者の利用者負担額の軽減が図られ、介護保険サービスの利用が促進された。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔適切	□見直し余地あり
② 有効性	□適切	✔見直し余地あり
③ 効率性	✔適切	□見直し余地あり
④ 公平性	✔適切	□見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔事業のやり方改善（有効性改善）　□事業のやり方改善（効率性改善）　□事業のやり方改善（公平性改善）
□事業統廃合・連携　□縮小　□休止　□廃止
□現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
サービス提供事業所への制度周知を検討する。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
社会福祉法人に負担を求める事業であり、法人の財務状況が良好でなければ協力を得られにくい。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
生計困難者は常に一定数が存在するので、廃止とする基準はない。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 3	高齢者食事サービス事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 14 80 00	法令根拠	国立市高齢者食事サービス事業実施要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成2　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内に住所を有する65歳以上の高齢者で単身世帯、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯に属する者で、日常の買物又は炊事等に支障又は困難がある者を対象とする。支給決定を受けた者に対し、夕食の配達することで安否確認を実施する。夕食の配達及び見守りについては、民間事業者等に委託する。
＜業務内容＞①高齢者支援課及び地域包括支援センター地域窓口で申請を受け付ける。②地域包括支援センター職員（窓口を含む）もしくは担当ケアマネージャーがアセスメントを実施③市において食事サービスの利用可否及び回数を決定④申請結果を申請者および委託事業者に通知をする。⑤委託事業者が夕食を利用者に配達し安否確認を実施する。⑦委託事業者が本人負担分を徴収する⑥市は委託事業者に対し1食につき400円を支払う⑦支給決定を受けた者に対し、定期的に決定内容の見直しを行う。その他、支給内容の変更等の申請を随時受け付ける。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成2年度以前に市民グループが独自に実施していたが、年々利用者が増加してきたことにより、平成2年度から市の事業化。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
平成30年度から引き続きプロポーザルにより選定された事業者と食事サービス事業の委託契約を締結。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
通常業務の実施とともに、随時ふれあい牛乳支給事業との併給調整を行う。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
高齢化が進むにつれ、単身高齢者が増加し、孤独死等のリスクが高まることが予想されるため、高齢者向けの食事を提供することによる高齢者の日常生活の質の向上と、食事を手渡しで配達することにより安否確認を行うことにより孤独死等を防止する。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
事業の目的が見守り及び食事の確保に困難性を抱える高齢者への支援のため、支援する同居家族がいない高齢者世帯及びそれに準ずる世帯とした。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
食事の面から高齢者が健康増進を図り、見守りにより孤独死を防ぐことにより、住み慣れた町で安心して住み続けることができるようになり、高齢者福祉の充実につながる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	利用者数	ア	人	415	403	412	399			-13
	食事提供数	イ	食	68,123	69,010	70,542	69,589			-953
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	一人暮らし又はこれに準ずる状況にあり、日常の買物または炊事等に支障や困難がある65歳以上の高齢者	ア	人							0
	（※データ算出不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	利用者数	ア	人	415	403	412	399			-13
	食事提供数	イ	食	68,123	69,010	70,542	69,589			-953
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	750	800	810	810	810		0
		正規職員人件費計（C）	千円	3,750	4,000	4,050	4,050	4,050	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	684	684	684	684	684		0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	4,776	5,026	5,076	5,076	5,076	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	27,156	27,569	28,205	27,836	29,220		-369
		うち委託料	千円	27,156	27,569	28,205	27,836	29,220		-369
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	27,156	27,569	28,205	27,836	29,220	0	-369
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	31,932	32,595	33,281	32,912	34,296	0	-369
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-31,932	-32,595	-33,281	-32,912	-34,296	0	369
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
一人暮らし高齢者等の生活の質の向上と見守ることは行政としてかかわらなければならないことである。今後、独居老人、認知症高齢者が増加の傾向にあり、国立市でも同様の傾向にある。地域で安心して生活できるためには、食の確保が困難な人たちに、食事を提供するサービスを通じて、支援して最低限の安全と安心を確保するのは市の役割であり妥当といえる。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
今後も定期的にプロポーザル方式にて事業者選定を実施し、事業の成果向上に努める。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
利用者の健康が保たれず生活の質が低下することや地域から孤立する状況が生じるおそれがある。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　✔ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
安否確認という目的においては、ふれあい牛乳事業との併給調整が可能である。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
委託料は、夕食について1食当たり400円となっており、市場価格と比べても、これ以上の削減の余地はない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
申請者に対するアセスメント等は各地域窓口の包括支援センター職員が実施し、決定等事務処理については高齢者支援係正職員及び嘱託員にて実施している。本事業における決裁の重要点は、アセスメントとそのアセスメント内容の理解・解釈であり、それに精通しない事務職員が事務執行すると、過大な業務時間を費やす傾向にある。また、食事の休止等の連絡が頻繁にあり、都度業者との連絡調整が必要となる。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
事業利用者は複数の配食業者から自分の利用する業者を選択することが可能であり、一食当たりの補助金額はどの配食業者も一定であるので公平性は保たれている。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の利用者からは大きな不満の意見は出ておらず、おおむね満足していると思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
生活に困難を抱える高齢者を支援し、高齢者福祉の充実に役立っている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
ふれあい牛乳事業との併給調整は順調に進んでおり、引き続き実施する。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
ふれあい牛乳事業との併給調整を適正に実施していく。
また、本事業を含め国立市独自の高齢者福祉事業については、「介護保険制度の理解」「実際的な福祉効果の効果測定の専門性」の基礎があったうえで実施することが望まれる。上記の両方がないと、事業実施は前例踏襲、定例的とならざるをえず、介護保険制度では賄うことができない必要な事業の見極め、事業の統廃合を検討する能力も養うためには相当な年数を必要とすることとなってしまう。今後の人事配置は一考を求める。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
担当部署のみならず、人事部門・政策経営部門からの高齢者福祉事業への理解。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
生活機能の低下した高齢者が食事の用意に困難性を抱えた場合に必要となる事業であるので、目標達成による廃止は考えにくい。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 4	外出支援サービス事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課	
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉	
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業			
予算科目	会計：一般	款：0 3　項：0 1　目：0 2　事業コード：0 1 1 5 0 0 0	法令根拠	国立市高齢者等外出支援サービス事業実施要綱			
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成14　年度　～　　年度　）						

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
この事業は、市内に住所を有し、介護保険法による要介護認定が要介護1以上であり、心身に障害があり交通機関の利用が困難である市民税非課税世帯の方を対象に1枚300円相当のタクシー利用券を月9枚を超えない範囲で発行することにより、外出を容易にし、社会生活の向上を図ることを目的とする。
＜業務内容＞①高齢者支援課及び地域包括支援センター地域窓口で申請を受け付ける　②地域包括支援センター職員（地域窓口を含む）が訪問を行い本人の状態を確認し、調査票を作成する　③対象者の介護認定状況及び市民税の課税状況を確認する　④他制度(国立市福祉タクシー事業・国立市心身障害者(児)自動車ガソリン費助成事業)との併用は不可であるため、これらの利用がないか調査を行う　⑤審査結果を申請者に通知し、決定者には申請月からの利用券と利用証を交付する　⑥利用者がタクシー乗車時に利用した券は、タクシー会社が月単位で取りまとめ市に請求する。市はタクシー券1枚につき300円相当額と手数料20円を加えた額を支払う
＜予算内訳＞需用費(印刷製本費)、委託料

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
・平成14年度
・障害者を対象をした福祉タクシー事業に準じ、高齢者になり生じる障害に対してもタクシー券を発行することが求められたことから開始された。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
タクシー会社以外の事業者でも券が利用できるため、より実態に即すよう券の名称を高齢者等外出支援サービス利用券に変更した。その他、利用希望者への支給決定や、タクシー事業者との委託契約の締結、委託料の支払いは例年通り行った。
令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
要綱改正を除き、前年度と同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
外出が困難な高齢者に対し、外出の機会を確保することにより社会生活の向上を促す。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
介護認定が要介護1以上でありかつ市民税世帯非課税である外出困難な高齢者を対象とする。要介護認定者は要支援認定者よりも、外出の頻度が減り寝たきりになるリスクが高いためである。タクシー券の支給による給付であるため、所得要件を設け、市民税非課税世帯の方を対象とした。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
外出が困難な高齢者に対し、外出の機会を確保することにより社会生活の向上を促し、住み慣れた町で安心して住み続けられるようになり高齢者福祉の充実に寄与する。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	利用者数	ア	件	207	207	225	213	260		-12
	支給枚数	イ	枚	18,585	19,233	21,600	20,754	28,080		-846
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	要介護認定者で非課税世帯かつ公共の交通機関の利用が不可能な人	ア	人							0
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	利用枚数	ア	枚	12,815	13,242	13,888	13,303	15,100		-585
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		正規職員人件費計(C)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	400	400	400	400	400		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	600	600	600	600	600	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	600	600	600	600	600	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	4,193	4,330	4,536	4,350	4,953		-186
		うち委託料	千円	4,108	4,238	4,444	4,257	4,854		-187
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	4,193	4,330	4,536	4,350	4,953	0	-186
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	4,793	4,930	5,136	4,950	5,553	0	-186
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-4,793	-4,930	-5,136	-4,950	-5,553	0	186
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

- □ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】

交通機関を利用できない高齢者に外出する機会を提供していくことは行政として必要である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

- □ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】

利用者数は要介護以上で非課税世帯の人数からみて適正なレベルと考えられる。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

- □ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 影響有　⇒【その内容】

在宅の要介護認定者で世帯非課税の方に外出（通院等）の機会を増やすため必要な事業であり、廃止された場合の影響は大きいと考える。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

- ✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
  - □ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
  - ✔ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
- □ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】

しょうがいしゃ支援課で実施している福祉タクシー事業と類似しているが、対象者が異なるため統合は難しい。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

- □ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】

サービス自体はタクシー事業者等に委託しており削減の余地はない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

- □ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】

本事業の事務についてはそのほとんどをすでに会計年度任用職員が行っている。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

- □ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- ✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】

タクシー券を配布する方式であるため、所得制限を設けることは妥当である。対象者を市民税非課税世帯に限っているため、公正な要件となっている。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

- ✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】
- □ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
- □ 評価になじまない

多様性を排除することはない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
事業対象者からの不満は聞いておらず、この事業についてはおおむね満足しているものと思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者の外出の機会確保につながっており、高齢者福祉の充実に寄与している。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

適切に事業を遂行できていると考えている。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載

- □ 事業のやり方改善（有効性改善）
- □ 事業のやり方改善（効率性改善）
- □ 事業のやり方改善（公平性改善）
- □ 事業統廃合・連携
- □ 縮小
- □ 休止
- □ 廃止
- ✔ 現状維持（従来通りで特に改善改善をしない）

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

しょうがいしゃ支援課の福祉タクシー事業や、福祉有償運送事業等福祉交通事業との連携

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？

在宅要介護者は今後も増加する見込みであり、廃止の方向性は考えにくい。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度						
事務事業名	No. 5	ふれあい牛乳支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 0 3　項 0 1　目 0 2　事業コード 0 1 1 5 1 0 0	法令根拠	国立市ふれあい牛乳支給事業運営要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （ 昭和55 年度 ～ 年度 ）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
70歳以上一人暮らしの者に対し、週に3本の牛乳等（白牛乳・コーヒー牛乳・ヨーグルト）を支給することで、健康増進と孤立防止を図る。
＜業務内容＞①高齢者支援課及び地域包括支援センター地域窓口で申請を受け付ける②地域窓口による申請者の実態調査を行う③支給の決定、サービス提供の開始（本人負担はなし）④申請者に決定通知を送付⑤中止、再開や、配達時の安否確認などは地域窓口において実施⑥牛乳の配達は国立牛乳協会に委託し、毎月実績に応じて委託料の支払いを行う。
＜予算内訳＞扶助費。なお、本事業については東京都から2,500千円の補助を受けている。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
社会問題にもなっている高齢者の孤独死の防止策として、昭和55年ひと声牛乳として開始した。

活動実績及び事業計画

令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
利用希望者から申請を受け付け、支給決定を行い、見守りと牛乳の配達を委託により実施した。国立牛乳協会と委託契約を締結し、委託実績に応じて委託料の支払いをした。
なお、食事サービスとふれあい牛乳両方の利用者に対し、併給調整を行った。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
前年度と同様

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
牛乳等の支給により、高齢者の健康の保持を図るとともに見守りを行い孤独死等を防止する。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
独居高齢者の見守りの必要性が高いことにより、70歳以上のひとり暮らしの方を対象としている。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
独居高齢者が住み慣れた町で安心して住み続けることができるようになり、高齢者福祉の充実につながる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	新規申請件数	ア	件	99	106	97	72	60		-25
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	70歳以上一人暮らし高齢者数	ア	人	3,802	4,081	4,309	4,517			208
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	安否確認件数	ア	件	322	346	302	332			30
	利用者数	イ	人	797	785	761	694	740		-67
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	200	200	200	50	50		-150
		正規職員人件費計（C）	千円	1,000	1,000	1,000	250	250	0	-750
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	200	200	200	200	200		0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	300	300	300	300	300	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	1,300	1,300	1,300	550	550	0	-750
	物に係るコスト	物件費	千円	13,023	12,846	13,733	12,623	13,243		-1,110
		うち委託料	千円	13,023	12,846	13,733	12,623	13,243		-1,110
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	13,023	12,846	13,733	12,623	13,243	0	-1,110
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	13,293						0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	13,293	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	27,616	14,146	15,033	13,173	13,793	0	-1,860
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円	6,511	6,422	4,900	4,969	2,500		69
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	6,511	6,422	4,900	4,969	2,500	0	69
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	-21,105	-7,724	-10,133	-8,204	-11,293	0	1,929
一般財源投入割合			%	76%	55%	67%	62%	82%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
独居高齢者の包括的支援は国立市地域包括ケア計画に掲げられている。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
他の安否確認事業との重複解消・連携を図る。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
独居高齢者の見守りとして事業は浸透しており、廃止の場合、利用者及び事業者への影響が大きいと思われる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　✔ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
高齢者食事サービス事業との連携による併給調整を適正に行う。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

✔ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
高齢者食事サービス事業との連携による併給調整を適正に行うことで事業費の削減が可能となる。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
契約締結事務は正職員が行い、契約後の通常業務は本業務に熟達した嘱託員が行っているため人件費の削減余地は少ない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
この事業の対象者は70歳以上の一人暮らし高齢者とされており、条件に該当する市民に広く利用して頂いている。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することはない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
事業利用者からの大きな不満はなく、おおむね満足している者と考えられる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
本人が牛乳を飲んでいるか否かを通じて簡易的な安否確認が行われ、孤立防止に貢献している。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
全体的には適切に事業が運営されているが、配食サービスとの併給調整による有効性、効率性の改善が考えられる。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　✔ 事業のやり方改善（公平性改善）
✔ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
高齢者食事サービス事業との併給調整を適正に行う。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
昭和55年から継続実施している事業のため、廃止等を実行する際は、利用者のみならず関係事業者等に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
安否確認・見守りが他の事業で補完できたとき。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 6	借上げ住宅提供事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款：0 3　項：0 1　目：0 2　事業コード：0 1 1 5 2 0 0	法令根拠	国立市高齢者借上げ住宅提供事業実施要綱		
事業期間	☐ 単年度のみ　☑ 単年度繰返　☐ 期間限定複数年度 → （　平成元　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
立ち退き要求による住宅困窮者に対し、市が借上げた住宅（全7戸）を提供することにより住居の安定を図っている。

<業務内容>①住宅を借り上げ②空きが出た場合市報による募集③立ち退き要求や前年の収入（生活保護法に定める基準額の1.8倍以内）などの要件を審査のうえ入居を決定④入居者に対しては本人負担（原則借上料の3分の2、納入困難者には減額、猶予あり）を毎月請求、納付管理を行う⑤随時、入居者からの入居に関する相談への対応など⑥借上契約締結

<予算内訳>役務費（郵便料）、借上料

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成元年、バブル経済の崩壊による住宅取り壊しのため立ち退き要求を受けた高齢住宅困窮者に対する住宅確保のため開始された。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
住宅の賃貸借契約及び支払い。
本人負担分の納入業務。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
前年度同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
高齢者は賃貸住宅の契約を拒否されるなど、自力で住宅の確保が困難な立場に置かれやすいため、そのような高齢者への支援を行う必要性がある。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
立ち退き要求を受けて自力住宅の確保が困難になった高齢者は、住居に関する支援が必要な高齢者の中でも緊急性が最も高いと思われるため

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
生活の中でも最も重要な要素の一つである住宅環境について困難な状況におかれた高齢者は支援の必要性が高く、そのような高齢者の支援は高齢者福祉の充実のために重要である。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	新規相談件数	ア	件	7	7	0	0	0		0
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	賃貸住宅に住む高齢者数	ア	人							0
	（※データ収集不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	入居者数	ア	人	7	6	6	6	6		0
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		正規職員人件費計(C)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	30	30	30	30	30		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	45	45	45	45	45	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	45	45	45	45	45	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	5,808	6,015	6,018	5,808	5,808		-210
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	5,808	6,015	6,018	5,808	5,808	0	-210
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	5,853	6,060	6,063	5,853	5,853	0	-210
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円	2,941	3,096	3,377	3,358	3,358		-19
										0
	収入計(J)		千円	2,941	3,096	3,377	3,358	3,358	0	-19
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-2,912	-2,964	-2,686	-2,495	-2,495	0	191
一般財源投入割合			%	50%	49%	44%	43%	43%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

☐ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
高齢者は住宅確保について、困難性を抱えやすいため、行政による支援は妥当である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☐ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
一度入居した居住者が長期間居住しており、事業の本来の利用方法から離れてしまっている。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 影響有　⇒【その内容】
現在入居中の居住者については、廃止後の対応策を出す必要がある。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☐ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　☐ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　☐ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
☑ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
現状高齢者の入居について便宜を図る住宅は都営住宅のシルバーピアが存在するが、市民以外の方も対象としているため、統合・連携は難しい。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

☐ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
現在7部屋の賃貸住宅を借り上げているが、家賃について削減することは難しい。また、入居者数は令和元年度末現在で6名となっており、1室空きがあるため、その家賃分を削減したいところだが、本事業の立ち上げ経緯により、貸主側が難色を示している。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☐ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☑ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
当該事業に係る人件費は事務作業（家賃等の支払いなど）に係るものでほぼ会計年度任用職員で行っており、削減余地はないと考える。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

☑ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☐ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
現入居者が少ない負担で入居し続けており、公平性の点から改善の余地がある。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
☑ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　☐ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
☐ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の利用者からの大きな不満は聞いておらず、おおむね満足しているものと考える。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
事業の目的そのものは、公益性があり妥当だが、本来の目的に沿った成果を上げていない。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
事業の趣旨そのものは妥当であるが、制度が機能していないため、新たな方式を検討する必要がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　☐ 事業のやり方改善（効率性改善）　☐ 事業のやり方改善（公平性改善）
☑ 事業統廃合・連携　☑ 縮小　☐ 休止　☐ 廃止
☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
庁内検討会において、各部署を横断する居住支援策を検討し、既存の事業は縮小・組み換えを図る

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上	○		
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
現状では、7戸のみの事業となっており、事業の目的に沿った成果を上げているとは言い難いため、市の住宅施策として制度の組み替えを図る必要がある。しかしながら、本事業は当初に市側の強い意向により、現借上げ住宅の賃貸が始まっているという経緯は十分に配慮する必要がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
庁内で現在検討している居住支援検討会において、庁内全体で住宅確保要配慮者への支援策が確立されればこの事業を廃止することができる。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 7	高齢者緊急通報機器貸与事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 0 3　項 0 1　目 0 2　事業コード 0 1 1 5 5 0 0	法令根拠	国立市在宅高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　昭和63　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住のおおむね65歳以上の高齢者のみ又はそれに準ずる世帯で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者又は70歳以上の一人暮らしの者を対象に緊急事態における不安解消と生活の安全確保のため緊急通報機器を貸与する事業。
高齢者が身体に異常を感じた場合等に緊急通報機器のボタンを押すことで、民間受信センターに通報され、救急車の要請やあらかじめ届け出た緊急連絡先への連絡が行われる。緊急時以外にも、事業者から、月に一度安否確認のお伺い電話を委託内容に含め緊急時の接続エラーを防ぐとともに安否確認を行っている。
＜業務内容＞
①利用希望者からの申請　②地域包括支援センター（地域窓口を含む）職員が実態把握し、調査書類を市に提出　③市が課税状況等を調査し、決定（却下）通知書を申請者に送付する。東京消防庁、委託事業者に通知　④委託業者が訪問し緊急通報システム機器を貸与し取り付ける。　⑤利用者からは本人負担分（初期費用）を収納する。（市民税非課税世帯は免除）　⑥委託事業者からは毎月報告書が提出され、市が委託料を支払う。　⑦亡くなった方や施設に入所した人については、その連絡を受け、委託業者と取り外しの調整を行う。
＜予算内訳＞委託料。なお、本事業については事業費の約2分の1弱程度の東京都補助を受けている。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
在宅高齢者の緊急事態における不安を解消するとともにその生活の安全を確保するため

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
民間緊急通報事業を営む事業者と委託契約を締結、利用希望者から申請を受け、審査を行い決定した場合緊急通報機器の設置と消防庁への届出を行った。毎月事業者から利用状況報告を受け、実績に応じて委託料の支払いを行った。また、令和元年度は東京都の条例等が改正になったため要綱を改正し、事業名を変更した。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
要綱改正を除き、前年度と同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
独居高齢者や慢性疾患等を抱える高齢者は、突発的な容体の悪化等のリスクを抱えている。そのような高齢者への緊急通報装置を貸与することにより、体調悪化時に緊急搬送も含めた迅速な対応を取ることが可能になり、在宅生活の不安を軽減することにつながるため。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
70歳以上独居高齢者及び65歳以上高齢者世帯で慢性疾患により日常生活を営む上で常時注意を有する状態にある者を対象としている。在宅生活における緊急事態に備えるという事業の趣旨から、体調悪化時にリスクが高いと思われる独居高齢者及び慢性疾患を抱えている高齢者を対象とした。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
在宅生活に不安がある高齢者に対し、緊急事態への備えを提供することで不安を解消し、住み慣れた町で住み続けることができるようにすることで高齢者福祉の充実に寄与する。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	緊急通報システム利用者数	ア	人	414	409	388	383			-5
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	65歳以上のみ高齢者世帯数	ア	世帯	8,229	8,505	8,750	9,010			260
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	緊急通報(正報)受信件数	ア	件	76	59	57	53			-4
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	450	50	50	30	30		-20
		正規職員人件費計(C)	千円	2,250	250	250	150	150	0	-100
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	600	600	600	500	500		-100
		嘱託職員人件費計(E)	千円	900	900	900	750	750	0	-150
		人に係るコスト計(F)	千円	3,150	1,150	1,150	900	900	0	-250
	物に係るコスト	物件費	千円	21,851	21,582	21,064	20,499	24,273		-565
		うち委託料	千円	21,851	21,582	21,064	20,499	24,273		-565
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	21,851	21,582	21,064	20,499	24,273	0	-565
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	25,001	22,732	22,214	21,399	25,173	0	-815
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円	9,207	9,085	8,866	8,536	8,866		-330
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円	153	207	126	208	84		82
										0
	収入計(J)		千円	9,360	9,292	8,992	8,744	8,950	0	-248
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-15,641	-13,440	-13,222	-12,655	-16,223	0	567
一般財源投入割合			%	63%	59%	60%	59%	64%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
高齢者が在宅生活を安心して送るために、リスクのある高齢者の見守りと非常時の緊急通報体制を整備することは事業として妥当である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
現状では、24時間対応しているため、緊急事態に迅速な対応ができている。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
疾患を抱えながらも在宅で生活している多くの独居または高齢者のみ世帯の高齢者が利用しており、廃止した場合の不安が顕在化する恐れがある。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
✔ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
見守りサービスはほかにもあるが、24時間体制の安否確認を提供するサービスは本事業のみであるため、統合はできない。しょうがいしゃ支援課で類似の事業を実施しているが、どちらか一方の利用しかできない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

✔ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
現在は事業者と随意契約の方式をとっているが、類似の事業を行っている他社があるため、より効率的な委託先を模索する余地はある。また、利用者負担を初回の設置費用の一部のみしか負担していないため、毎月の利用者負担を徴収することを検討する余地がある。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
委託契約の締結と申請の受付、連絡調整は市職員で行っているが、消防署への届出等も含め業務部分は委託しているため削減余地はない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

✔ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
毎月の利用者負担を徴収していないため、受益者負担を求めていく必要がある。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の対象者からの大きな不満はなく、おおむね満足しているものと考えられる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
在宅の高齢者に24時間体制の見守りサービスを提供することは、住み慣れた町で暮らし続けることができる安心感につながっている。市としても、孤独死の防止につながっており、高齢者福祉の充実に大きな役割を果たしている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	□ 適切	✔ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
この事業の運営はおおむね適切であるが、類似事業を実施している他社の導入や、毎月の自己負担を求めることにより効率性、公平性の向上が見込まれる。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　✔ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
見守りサービスは多種多様にあり、より有効性のある方法がある可能性があるため、事業者との契約方法の見直しも含めて検討していく必要がある。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
本人負担の検討
他社の見守りサービスとの比較検討

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
在宅高齢者を24時間体制で見守りを行えるようになった場合。

評価実施　令和　2　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	No. 7 高齢者等健康増進事業	所属部	健康福祉部	所属課	福祉総務課
政策名	No. 4 保健・福祉	所属係	地域福祉推進係	課長名	伊形　研一郎
施策名	No. 基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計 / 款 / 項 / 目 / 事業コード	法令根拠	くにたち福祉会館条例・条例施行規則・老人福祉法		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 →（　年度　～　年度　）				

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業概要】
くにたち福祉会館条例に基づく、くにたち福祉会館諸事業一般（福祉会館施設管理事業、老人福祉センター運営事業に関する部分は本事業から除く）。くにたち福祉会館条例第3条第1項第1条を根拠として行う「福祉会館で行う事業（高齢者の健康増進並びに教養の向上及び娯楽に関する事業）」を指す。
「国立市社会福祉協議会」に指定管理を委託している。具体的な事業としては、高齢者健康体操・初心者フラダンス教室・地域活動等への協力・高齢者啓発事業など。その他、毎月第1・3木曜日に実施している高齢者健康相談業務の嘱託医及び看護師への報酬・報償費の支払いを行っている。

【業務概要】
指定管理の締結。指定管理料（一般会計・福祉会館経理事業区分）の決定及び支払業務。

【他の事業として記載】
報酬・報償費の支払い。その他、福祉会館に関する連絡調整。

【予算科目】 報酬・報償費

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成4年5月より、くにたち福祉会館が開所となり、高齢者やしょうがいしゃ、児童をはじめとする多くの市民にとって、地域に根差した様々な福祉活動を推進していくための拠点として機能してきた。福祉会館2階部分は、老人福祉法による老人福祉センターにあたるものである。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
嘱託医・看護師への報酬支払い。福祉会館指定管理による社会福祉協議会との連絡調整。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
参加人数の減少から初心者フラダンス講習会からヨーガ講習会に変更し、実施する。その他の事業としては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で、令和元年度と同様の事業を実施する。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
老人福祉法も背景にあるが、高齢社会の到来とともに、介護予防も含め、その高齢者に毎日健康で、楽しく過ごせるような生活を提供するところにある。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
福祉会館・福祉会館利用者・60歳以上の市民

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者の健康が増進され、市民の教養が向上し、住み慣れた地域で高齢者が、生きがいを持って安心して暮らすことができ、市民及び地域社会の福祉増進を図る。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	くにたち福祉会館会館日数	ア	日	295	295	293	292	292		▲ 1
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	人口	ア	人	74,546	75,054	75,984	76,282	76,500		298
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	くにたち福祉会館・会議室等延べ利用者	ア	人	54,372	51,150	51,683	41,603	50,000		▲ 10,080
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していると答えた市民・高齢者の割合	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

項目			単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）（A）	令和元年度（決算見込み）（B）	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	50	50	50	50	50		0
		正規職員人件費計（C）	千円	250	250	250	250	250	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計（F）	千円	250	250	250	250	250	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	2,366	2,247	2,366	2,210	2,426		▲ 156
		うち委託料	千円	814	814	814	814	814		0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計（G）	千円	2,366	2,247	2,366	2,210	2,426	0	▲ 156
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計（I）=(F)+(G)+(H)		千円	2,616	2,497	2,616	2,460	2,676	0	▲ 156
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計（J）		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額（K）=(J)-(I)			千円	▲ 2,616	▲ 2,497	▲ 2,616	▲ 2,460	▲ 2,676	0	156
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
高齢者社会の到来とともに、その高齢者に毎日健康で、楽しく過ごせるような生活を保障するのが行政の務めであり、結果的に介護予防につながる。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
広報誌「くにたち福祉会館　福祉センター　なごみ」を毎月発行し、広くPRすることで利用者を増やす。また、事業の申込の時期には、市報で参加者募集の記事を掲載することで成果向上に努める。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
多くの市民に定着しており、廃止した場合に影響は大きい。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　✔ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
老人福祉センターは「高齢者」を対象に特化した事業であり、「高齢者の自立の支援」施策の各種事業と必須と考える。また、高齢者支援課・保健センターとの連携・共同も考えられる。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない　⇒【以下に理由を記入】
指定管理者と協力していく必要があるが、現在は例年実施している事業のみのため、事業自体の縮小等でなければ削減は難しい。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
業務的に削減の余地はあまりない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
福祉会館利用は60歳以上の全市民を対象としていることから、公平・公正であると考える。（福祉会館条例により、自主事業への参加は60歳以上の市民に限られている。）

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
年齢・性別・しょうがいの有無に関係なく、福祉会館を利用いただけるようにしている。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
健康事業としての体操教室などについては、定員以上の募集があるため、希望者全員が受講できない場合がある。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者の生きがいや介護予防、健康管理など施策に沿った事業であるといえる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
実施する一部事業については、福祉会館施設管理事業の指定管理委託の部分と係るため、一部の費用等については、そちらに計上している。この事務事業についても老人福祉センター運営事業と重複している部分もある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
✔ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
✔ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
福祉会館事業として、高齢者の健康増進並びに教養の向上及び娯楽に関することとして、他課が行う事業と連携をとれる部分もあると考える。例えば、地区で行う小規模の体操等については、地域生活支援コーディネーターや福祉委員、ボランティアなどが担い手となって運営することなどが考えられる。また、担い手のコーディネーター役として、ボランティアセンターや地域包括支援センター、生活支援コーディネーターがパイプ役として想定されるが、その中心的な役割を社協が担ってもよいのではないかと考える。福祉会館、老人福祉センターは両方とも指定管理者として社会福祉協議会に委託しており、同管理者が管理しているため、例えば、福祉会館事業として行う行事の広報を老人福祉センターで行うなど、事業について連携が取れているといえる。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
この事業について、他課との意見調整が必要と考える。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
高齢化社会に踏み込んだ現在、廃止という方向性は考えられないが、事業の統合は考えられる。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 8	高齢者位置情報把握端末貸与事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課	
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉	
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業			
予算科目	会計：一般	款：03　項：01　目：02　事業コード：01 15 60 00	法令根拠	国立市認知症高齢者位置情報サービス事業運営要綱			
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成12　年度　～　　年度　）						

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住のおおむね65歳以上の高齢者のみ又はそれに準ずる世帯で、慢性疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者又は70歳以上の一人暮らしの者を対象に緊急事態における不安解消と生活の安全確保のため緊急通報機器を貸与する事業。
高齢者が身体に異常を感じた場合等に緊急通報機器のボタンを押すことで、民間受信センターに通報され、救急車の要請やあらかじめ届け出た緊急連絡先への連絡が行われる。緊急時以外にも、事業者から、月に一度安否確認のお伺い電話を委託内容に含め緊急時の接続エラーを防ぐとともに安否確認を行っている。
＜業務内容＞
①利用希望者からの申請　②地域包括支援センター（地域窓口を含む）職員が実態把握し、調査書類を市に提出　③市が課税状況等を調査し、決定（却下）通知書を申請者に送付する。東京消防庁、委託事業者に通知　④委託業者が訪問し緊急通報システム機器を貸与し取り付ける。　⑤利用者からは本人負担分（初期費用）を収納する。（市民税非課税世帯は免除）　⑥委託事業者からは毎月報告書が提出され、市が委託料を支払う。　⑦亡くなった方や施設に入所した人については、その連絡を受け、委託業者と取り外しの調整を行う。
＜予算内訳＞委託料。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成12年度より国の包括補助事業として開始された。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
位置情報サービスを実施している民間事業者と委託契約を締結した。利用希望者から申請を受け付け、包括から実態調査を行い要件に合致しているか審査を行った。利用決定した場合、事業者と申請者に通知し、事業者から位置情報端末を貸与した。事業者は利用者家族等からの位置情報照会に対応し、実績を毎月市に報告した。実績に応じて委託料の支払いをした。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
利用者が他人の物を破損した場合に備える日常生活賠償補償付帯のサービスを新規に開始する。また、携帯電話型位置情報サービス提供事業の実施について検討する。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
国立市では、認知症になっても住み慣れた町で安心して住み続けられる支援体制づくりを地域包括ケア計画で掲げており、本事業はこの趣旨に沿うものである。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
認知症により、外出した時に帰宅できなくなるおそれのある高齢者を対象としている。そのような高齢者を外出時に家族等が居場所を把握できるようにすることで安心して地域で生活を続けることができるようになるため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
認知症により外出した時に帰宅できなくなる恐れのある高齢者が住み慣れた町で安心して住み続けられるようになり、高齢者福祉の充実につながる。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請受付件数	ア	件	19	1	13	11	21		-2
	GPS端末貸与数	イ	台	15	15	22	20	40		-2
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	認知症高齢者数	ア	人							0
	（※データ収集不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	居場所の把握件数	ア	件	950	1,963	1,620	1,620			0
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	150	150	50	100	100		50
		正規職員人件費計(C)	千円	750	750	250	500	500	0	250
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	150	150	150	150	150		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	225	225	225	225	225	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	975	975	475	725	725	0	250
	物に係るコスト	物件費	千円	492	275	369	352	1,069		-17
		うち委託料	千円	492	275	369	352	1,069		-17
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	492	275	369	352	1,069	0	-17
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	1,467	1,250	844	1,077	1,794	0	233
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円	53	27	32	38	99		6
										0
	収入計(J)		千円	53	27	32	38	99	0	6
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-1,414	-1,223	-812	-1,039	-1,695	0	-227
一般財源投入割合			%	96%	98%	96%	96%	94%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
認知症により帰れなくなってしまう高齢者の居場所について、介護者からの照会に対し位置情報を提供することにより、高齢者本人の安全を早期に確保することができる。また、介護者の介護負担を軽減することにもなり、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活できることに結びついている。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
この事業を利用する方は、自身が以前帰宅することができなくなり警察に保護されたようなことがきっかけとなり、ケアマネージャーや地域包括支援センターの地域窓口からのアドバイスで申請に至ったケースが多い。その意味で、必要とする方には十分周知が図られ、成果は十分出ていると思われる。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
認知症高齢者の行方不明は社会的に大きな問題になっていることもあり、廃止となった場合高齢者の安全の確保が難しくなり、住み慣れた地域で暮らし続けることは困難になる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
✔ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
類似の事業はないため、統廃合・連携はできない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
現在の事業者に対する委託料の金額は、利用実績に基づいて支払っており、事業内容を鑑みても適正である。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
申請・相談受付は地域包括支援センター地域窓口で行っており、利用者の実態調査も地域包括支援センターに依頼している。使用機器の送付や使用方法の問い合わせを含めて利用開始後の業務は事業者に委託しており、市の業務の削減余地は少ない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
全員から利用料として、事業者の設定した料金の1割分を徴収している。月額で数十円～数百円の自己負担であり、また、介護者の精神的、身体的負担を考慮すると、妥当な負担割合である。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の対象者、その家族からの大きな不満はなく、おおむね満足しているものと思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
認知症高齢者の行方不明は、社会問題になっており介護者や関係者の負担や社会的損失は非常に大きい。高齢者及び介護者を支え、住み慣れた町で暮らし続けることができるようになるこの事業は高齢者福祉の充実に大きく貢献している。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
全体的にこの事業は適切に運営されていると考える。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
✔ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
現在事業は適切に運営されており、現状を維持していく。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
今後認知症高齢者は増加する見込みであるため目標達成による事業廃止は考えにくい。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 9	高齢者自立支援住宅改修給付事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 15 70 00	法令根拠	国立市高齢者食事サービス事業実施要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成12　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住のおおむね65歳以上で介護保険サービスが受けられず、かつ身体機能の低下等で住宅の改造が必要と認められる人、又は介護度に関係なく、住宅設備の改修が必要と認められる人に給付することにより、日常生活の利便と在宅での生活の質の向上を図る事業。
＜業務内容＞次のとおりである。①希望者から相談・申請を受ける　②地域包括支援センター（地域窓口を含む）職員が訪問を行い、本人および家族からのヒアリングにより、本人の状態と住居環境の確認をし、調査票を市に提出する。③市が決定（却下）通知書を申請者に通知し、利用者に給付する。 ④利用者からは本人負担分(所得に応じ、給付額の1割ないし2割)を収納する。 ⑤利用者から確認書の提出　⑥事業者の請求に基づき改修費用のうち給付決定額を市が支払う。
改修の種類はア、手すりの取り付け　イ、床段差の解消　ウ、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更　エ、引き戸等への扉の取替え　オ、洋式便器等への便器の取替え　カ、浴槽の取替え　キ、流し・洗面台の取替えを対象とし**ア～エは200千円　オ、106千円　カ、379千円　キ、156千円を利用限度額として1割の負担**で給付。
＜予算内訳＞　扶助費。なお、東京都の補助をほぼ全額受けている。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成12年度より、在宅の虚弱高齢者の転倒防止、動作の容易性の確保及び行動範囲の拡大の確保並びに介護の軽減など日常生活の利便と在宅での生活の質の向上のため事業を開始した。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
通常業務の実施。介護保険制度で3割負担が導入されたことに合わせて3割負担導入の要綱改正を行った。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
要綱改正以外前年度と同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
介護認定が非該当だったが、身体の状況により住宅改修の必要がある高齢者に対し給付を行うことで住み慣れた地域で安心して住み続けられるようになる。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
介護保険認定は非該当・自立の判定が出たが、虚弱高齢者で身体機能の悪化の恐れがある者を対象とする。住宅改修により在宅生活を継続できるようになるため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
虚弱高齢者が自宅で住み続けることができるようになり、高齢者福祉の充実に寄与する。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請受付件数	ア	件	18	14	4	13	22		9
	給付数	イ	件	18	14	4	11	22		7
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	市内在住65歳以上高齢者で身体機能の低下があり住宅改修が必要と認められる人	ア	人							0
	（※データ収集不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	給付数	ア	件	18	14	4	11	22		7
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%							0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	200	200	100	100	100		0
		正規職員人件費計(C)	千円	1,000	1,000	500	500	500	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	1,000	1,000	500	500	500	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	4,035	2,708	1,200	3,436	5,508		2,236
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	4,035	2,708	1,200	3,436	5,508	0	2,236
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	5,035	3,708	1,700	3,936	6,008	0	2,236
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円	1,758	1,199	1,074	1,507	2,980		433
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円	547	220	126	419	550		293
										0
	収入計(J)		千円	2,305	1,419	1,200	1,926	3,530	0	726
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-2,730	-2,289	-500	-2,010	-2,478	0	-1,510
一般財源投入割合			%	54%	62%	29%	51%	41%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
この事業は在宅の虚弱高齢者に対して住宅改修を給付することで転倒防止等を図るものであり、東京都の補助金も受けて実施しており、公共が関与することが妥当である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
この事業の内容については東京都の補助金を受けるための制約があり各市同様の内容となっている。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
この事業の改修内容については、介護保険給付による住宅改修には含まれない内容を含んでおり、廃止された場合の影響は大きい。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
✔ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
介護保険の認定を受けていない方に対する給付や介護保険の住宅改修に含まれない改修内容を対象としていることから保険事業による代替性はない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
事業の対象となる工事費の限度額があり、受益者負担も介護保険給付の負担割合と連動させているため事業費削減の余地はない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

✔ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
申請者に対するアセスメント等は各地域窓口の包括支援センター職員が実施し、決定等事務処理については高齢者支援係正職員及び嘱託員にて実施している。本事業における決裁の重要点は、アセスメントとそのアセスメント内容の理解・解釈であり、それに精通しない事務職員が事務執行すると、過大な業務時間を費やす傾向にある。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
受益者負担の割合は介護保険の負担割合と連動しており公平公正である。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の利用者からは大きな不満の意見は出ておらず、おおむね満足している者と思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の実施により、虚弱高齢者の住宅環境を整備し在宅生活を可能とするので高齢者福祉が充実していると考えられる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

申請者に対するアセスメント等は各地域窓口の包括支援センター職員が実施し、決定等事務処理については高齢者支援係正職員及び嘱託員にて実施している。本事業における決裁の重要点は、アセスメントとそのアセスメント内容の理解・解釈であり、それに精通しない事務職員が事務執行すると、過大な業務時間を費やす傾向にある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載

□ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

本事業の執行には、「介護保険制度の対象・対象外」の見極めが必要であり、介護保険制度の理解が前提となる。そのため、介護保険事業において同事業を担当している者が本事業も担当することが、利用者にとっても有用であり、事務効率的にもよいと考える。
また、本事業を含め国立市独自の高齢者福祉事業については、「介護保険制度の理解」「実際的な福祉効果の効果測定の専門性」の基礎があったうえで実施することが望まれる。上記の両方がないと、事業実施は前例踏襲、定例的とならざるをえず、介護保険制度では賄うことができない必要な事業の見極め、事業の統廃合を検討する能力も養うためには相当な年数を必要とすることとなってしまう。今後の人事配置は一考を求める。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

課内業務の整理統合。
担当部署のみならず、人事部門・政策経営部門からの高齢者福祉事業の理解。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？

今後高齢者人口は増加する見込みであり、目標達成による事業廃止は考えにくい。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度							
事務事業名	No. 10	高齢者自立支援日常生活用具給付事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 15 80 00	法令根拠	国立市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成12　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住のおおむね65歳以上の虚弱高齢者であって、介護保険法による介護認定が非該当だったが、心身の状況により日常生活用具（腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ及び安全杖）を給付することにより、日常生活の利便と在宅での生活の質の向上を図る事業。
＜業務内容＞
①利用希望者から申請を受け付ける。
②地域包括支援センター（地域窓口を含む）職員が実態把握する。
③市が決定（却下）通知書を申請者に通知し、決定内容に応じて事業者は利用者に生活用具を給付する。
④利用者からは本人負担分（所得に応じ、支給決定金額の1割ないし2割）を収納する。
⑤事業者からの請求に基づき、支給決定金額を支払う。
＜予算の内訳＞　扶助費。なお、東京都の補助がある。

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
平成12年度に介護保険制度が開始され、福祉用具が保険給付で支給されることになった。介護認定に該当しないが、福祉用具をが必要と認められる高齢者に対して市の事業により給付を行うことにした。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
通常業務の実施。
介護保険制度で3割負担が導入されたことに合わせて3割負担導入の要綱改正を行った。
令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
要綱改正以外前年度と同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
介護認定が非該当だったが、身体の状況により日常生活用具の支給の必要がある高齢者に対し給付を行うことで住み慣れた地域で安心して住み続けられるようになる。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
介護保険認定は非該当・自立の判定が出たが、虚弱高齢者で日常生活用具の利用する必要がある者を対象とする。日常生活用具の活用により在宅生活を継続できるようになるため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
虚弱高齢者が自宅で住み続けることができるようになり、高齢者福祉の充実に寄与する。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	申請受付件数	ア	件	2	1	0	0	7		0
	対象品の支給数	イ	件	4	1	0	0	7		0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	市内在住65歳以上高齢者で身体機能の低下があり日常生活用具の支給が必要と認められる人	ア	人							0
	（※データ収集不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	支給件数	ア	件	4	1	0	0	7		0
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	100	10	0	0	10		0
		正規職員人件費計(C)	千円	500	50	0	0	50	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	500	50	0	0	50	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円							0
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	62	24	0	0	455		0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	62	24	0	0	455	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	562	74	0	0	505	0	0
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円	31	9	0	0	0		0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円	5	4	0	0	45		0
										0
	収入計(J)		千円	36	13	0	0	45	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-526	-61	0	0	-460	0	0
一般財源投入割合			%	94%	82%	#DIV/0!	#DIV/0!	91%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
この事業は在宅の虚弱高齢者に対して日常生活用具を給付することで転倒防止等を図るものであり、東京都の補助金も受けて実施しており、公共が関与することが妥当である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
この事業の内容については東京都の補助金を受けるための制約があり各市同様の内容となっている。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
この事業の対象者は介護保険の認定を受けていないものであり、廃止された場合介護保険の給付による用具購入は出来ないため影響があると考えられる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

□ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
✔ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
介護保険の認定を受けていない方に対する給付であることから保険事業による代替性はない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
事業の対象となる工事費の限度額があり、受益者負担も介護保険給付の負担割合と連動させているため事業費削減の余地はない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

✔ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
申請者に対するアセスメント等は各地域窓口の包括支援センター職員が実施し、決定等事務処理については高齢者支援係正職員及び嘱託員にて実施している。本事業における決裁の重要点は、アセスメントとそのアセスメント内容の理解・解釈であり、それに精通しない事務職員が事務執行すると、過大な業務時間を費やす傾向にある。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
受益者負担の割合は介護保険の負担割合と連動しており公平公正である。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の利用者からは大きな不満の意見は出ておらず、おおむね満足している者と思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の実施により、虚弱高齢者の住宅環境を整備し在宅生活を可能とするので高齢者福祉が充実していると考えられる。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
申請者に対するアセスメント等は各地域窓口の包括支援センター職員が実施し、決定等事務処理については高齢者支援係正職員及び嘱託員にて実施している。本事業における決裁の重要点は、アセスメントとそのアセスメント内容の理解・解釈であり、それに精通しない事務職員が事務執行すると、過大な業務時間を費やす傾向にある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
本事業の執行には、「介護保険制度の対象・対象外」の見極めが必要であり、介護保険制度の理解が前提となる。そのため、介護保険事業において同事業を担当している者が本事業も担当することが、利用者にとっても有用であり、事務効率的にもよいと考える。
また、本事業を含め国立市独自の高齢者福祉事業については、「介護保険制度の理解」「実際的な福祉効果の効果測定の専門性」の基礎があったうえで実施することが望まれる。上記の両方がないと、事業実施は前例踏襲、定例的とならざるをえず、介護保険制度では賄うことができない必要な事業の見極め、事業の統廃合を検討する能力も養うためには相当な年数を必要とすることとなってしまう。今後の人事配置は一考を求める。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
課内業務の整理統合。
担当部署のみならず、人事部門・政策経営部門からの高齢者福祉事業の理解。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
今後高齢者人口は増加する見込みであり、目標達成による事業廃止は考えにくい。

評価実施　令和　2　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	No. 11	老人福祉電話事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 15 91 00	法令根拠	国立市老人福祉電話設置事業運営要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　昭和49　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住のおおむね65歳以上の一人暮らし又は全員が65歳以上であり、電話がない世帯で、近隣に親族が居住していない、非課税世帯で、定期的に安否の確認を行う必要がある世帯に電話を貸与する事業。
＜業務内容＞①　利用する場合申請書により申請する。②　地域包括支援センター職員が実態把握③市が審査し、決定（却下）通知書を申請者に通知　④　利用者に貸与する。⑤　基本料、月90度数に相当する金額は、事業者からの請求に基づき全額を支払う。それを越えた部分は本人負担となる。
＜予算内訳＞役務費（通信運搬費　電話料）

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
昭和49年度より、在宅で電話機が設置されていない世帯の高齢者の連絡手段を確保することにより、安否確認を取りやすくし緊急事態における不安を解消するため

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
新規募集を停止。既存利用者の利用実績に基づき、事業者に基本料金、通話料等を支払った。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
前年度同様。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
費用面で自宅に電話を設置することができない高齢者は安否確認を行う手段が限られてしまい、緊急事態への対応において電話機を設置している世帯と比べリスクが高くなる。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
生活保護受給又は市民税非課税で、近隣に親族が居住していない高齢者世帯が対象者である。費用面で電話機を設置できず、また安否確認の必要性が高い高齢者を対象とするためこのような要件とした。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
電話機を設置することにより、安否確認を容易に行うことができるようになり、在宅での生活における不安を軽減できるため高齢者福祉の充実につながる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	設置台数	ア	台	7	7	8	4	4		-4
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	市内在住の65歳以上高齢者世帯で電話機の設置が困難な方	ア	人							0
	（※データ収集不可）	イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	利用者数	ア	人	7	7	8	4	4		-4
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	在宅で生活している高齢者の割合	ア	%	97.2						0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		正規職員人件費計(C)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	100	100	50	50	50		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	150	150	75	75	75	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	150	150	75	75	75	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	272	232	232	168	186		-64
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	272	232	232	168	186	0	-64
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円							0
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	422	382	307	243	261	0	-64
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-422	-382	-307	-243	-261	0	64
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
事業対象者が高齢者のみの世帯で近隣に親族がなく、生活保護を受給しているか非課税である世帯という条件であり、安否の確認のために必要な電話を敷設する本事業は、公共が関与することに妥当性がある。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
現在事業利用者はごく少人数に限定されており、携帯電話の普及を考慮し事業のあり方を検討したい。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
現在本事業を利用している方の多くは緊急通報システムの導入のために電話回線を敷設しており、廃止の場合緊急通報システムの利用ができなくなる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
固定回線ではなく、携帯電話を利用した事業のあり方について検討したい。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
固定回線電話の利用料であるため事業費の削減は難しい。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
事業に係る人件費は最低限の事務作業に係るものであり、削減の余地はない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
低所得の事業対象者に対し90度数を上限として電話回線を利用してもらい、上限を超えた分を自己負担していただいているところであり、費用負担は適正であると考える。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
この事業の対象者から大きな不満は聞いておらず、おおむね満足しているものと思われる。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
電話回線敷設により生活に安心感を得ることができ、緊急通報システムの導入を図ることも可能となることから高齢者の福祉の充実に役立っていると考える。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	✔ 適切	□ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
おおむね適切に事業が運営されているが、携帯電話の普及により固定電話回線の利用者が頭打ちとなっている現在、事業のあり方を検討する必要がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　✔ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
携帯電話の利用も考えた事業のあり方を考えたい。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
固定電話回線の敷設により緊急通報システムを導入されている利用者の電話回線利用料についてどのように負担すべきか検討する必要がある。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
現在この事業を利用している方に対して携帯電話など他の通信手段により安否の確認等の方法を用意できたとき、この事業は廃止可能となる。

評価実施　令和　2　年度　事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

事務事業名	No. 12	敬老大会運営事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 16 00 00	法令根拠	国立市長寿祝金支給条例		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （ 昭和38 年度 ～ 年度 ）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
市内在住の75歳以上の高齢者を対象に敬老大会を開催し、高齢者を敬い祝賀する事業。
＜業務内容＞①大会は、一部式典、二部演芸を企画し、芸能人・地域の出演者の出演交渉、契約
②会場設営・送迎バス運行委託の契約　③対象者に対し郵送で案内状を出す　④物品等の準備
⑤当日健康福祉部から30名程の職員を動員し午前、午後の2回開催する　⑥事業者からの請求に基づき市が委託料等を支払う。
＜予算内訳＞報償費　役務費（通信運搬費　保険料）　委託料

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
昭和30年代後半ごろより、高齢者の慶祝を目的に開始

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
6月8日に敬老大会を開催。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
新型コロナウイルス感染症のため中止。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
長年地域に住まわれ、貢献してこられた高齢者を敬い慶祝し感謝の意を伝えるため。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
市内在住の75歳以上の方を対象としている。高齢者の慶祝事業であるため、特別な要件は設けていない。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者を敬い慶祝することにより、高齢者が地域に愛着を持ち、生きがいを持って住み続けるという意欲を持つことにつながるため、高齢者福祉の充実に寄与する。

(2)各指標等の推移

項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	大会参加者	ア	人	1479	1535	1419	1525	1,692		106
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	75歳以上の高齢者数（案内状の発送者数）	ア	人	8392	8660	8796	9226	9,626		430
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	75歳以上の方のうち大会参加者の割合	ア	%	17.6	17.7	16.1	16.5	17		0
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

	項目		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	300	300	300	400	400		100
		正規職員人件費計(C)	千円	1,500	1,500	1,500	2,000	2,000	0	500
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	4	4	4		
		延べ業務時間	時間	500	500	500	500	500		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	750	750	750	750	750	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	2,250	2,250	2,250	2,750	2,750	0	500
	物に係るコスト	物件費	千円	1,711	1,698	1,633	1,716	2,205		83
		うち委託料	千円	1,680	1,667	1,602	1,691	2,166		89
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	1,711	1,698	1,633	1,716	2,205	0	83
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円	312	245	300	320	500		20
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	312	245	300	320	500	0	20
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	4,273	4,193	4,183	4,786	5,455	0	603
収入内訳										0
	国庫支出金		千円							0
	都支出金		千円							0
	分担金及び負担金		千円							0
	使用料及び手数料		千円							0
	繰入金		千円							0
	その他		千円							0
										0
	収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-4,273	-4,193	-4,183	-4,786	-5,455	0	-603
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

✔ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
高齢者を敬い慶祝することについて、民間事業者や受益者（高齢者）自らが企画運営を行うことも考えられる。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
民間事業者や受益者（高齢者）自らが企画運営することにより、より実感のあるものになる余地はある。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
例年1500人程度の参加を得ており、廃止された場合の影響は大きい。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
長寿慶祝はほかにもあるが、本事業と類似した事業としてはほかにはない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

✔ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
敬老大会における準備の各事項を個別に契約・準備しているため、イベント事業として一括した委託化を検討する余地はある。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

✔ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
敬老大会における準備の各事項を個別に契約・準備しているため、イベント事業として一括した委託化を検討する余地はある。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
対象者には全員案内状を送付しており公平である。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
「演芸が楽しかった。」などの高評価をいただいた。

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者を敬い慶祝することにより、高齢者が地域に愛着を持ち、生きがいを持って住み続けるという意欲を持つことにつながるため、高齢者福祉の充実に寄与する。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	□ 適切	✔ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
一日に1,500人程度を集めるイベントを、ほぼ正職員1名で企画運営するため、業務量が過大となっている。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善）　✔ 事業のやり方改善（効率性改善）　✔ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
委託できる範囲を増やす検討が必要。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持	○		×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
○外部一括委託化
○6月当初という時期までは、係の事務執行上さまざまに多忙な時期であり、10月などへの移行を検討し、事務負担を減らす。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
他の慶祝事業により代替できる見通しが立った時。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度						
事務事業名	No. 13	長寿慶祝事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬場　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款 03　項 01　目 02　事業コード 01 16 00	法令根拠	国立市長寿祝金支給条例		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　平成8　年度　～　　年度　）					

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
＜事業内容＞
長寿祝金事業…9月15日において市内に住民登録され、年度内に88歳・99歳に到達する人に民生委員を通して祝い金（10,000円）を渡すことにより、敬老と長寿を祝う事業。平成18年度から99歳の人は市長が訪問している。
100歳訪問…年度内に100歳に到達した者の所に市長が訪問し、カタログギフト（30,000円相当）を渡すことにより、長寿を祝う。
100歳関連調査…国および都からの依頼に応じ、100歳以上の市民の人数などの調査を実施、報告する。

＜予算内訳＞需用費、役務費、補助金

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
昭和49年に国立市敬老金支給条例施行規則の全部の規則を改正し、平成8年に国立市長寿祝金支給条例の実施に伴い、敬老と長寿を祝うために開始された。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
「事務事業の概要」欄と同じ。

令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
100歳の祝い金をカタログギフトへ変更する。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
長寿に対する敬意を表すことにより、高齢者がいきがいをもって生活する。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
祝金…9月15日において市内に住民登録され、年度内に88歳・99歳に到達する人。
100歳記念…年度内100歳到達者

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して住み続ける。

(2)各指標等の推移

	項目	名称		単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
①	活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	(77)・88・99歳の人数	ア	人	323	362	359	347	428		-12
		100歳訪問等件数	イ	人	12	18	15	15	18		0
②	対象指標（対象の大きさを表す指標）	(77)・88・99歳の人数	ア	人	323	362	359	347	428		-12
		年度内100歳到達者人数	イ	人	12	18	15	15	21		0
③	成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	祝金を受け取った人数	ア	人	323	362	359	347			-12
		100歳訪問等件数	イ	人	12	18	15	15			0
④	上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	住み慣れた地域で生きがいを持って安心して住み続けていると答えた高齢者の割合	ア	%							0
		在宅で生活している高齢者の割合	イ	%	97						0

(3)事務事業コストの推移

		項目	単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額 (B)-(A)
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	120	125	150	125	125		-25
		正規職員人件費計(C)	千円	600	625	750	625	625	0	-125
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	20	20	20	20	20		0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	30	30	30	30	30	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	630	655	780	655	655	0	-125
	物に係るコスト	物件費	千円			2	0	4		-2
		うち委託料	千円							0
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	0	0	2	0	4	0	-2
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円	3,590	4,160	4,000	3,920	5,130		-80
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	3,590	4,160	4,000	3,920	5,130	0	-80
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	4,220	4,815	4,782	4,575	5,789	0	-207
収入内訳										0
		国庫支出金	千円							0
		都支出金	千円							0
		分担金及び負担金	千円							0
		使用料及び手数料	千円							0
		繰入金	千円							0
		その他	千円							0
										0
	収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-4,220	-4,815	-4,782	-4,575	-5,789	0	207
一般財源投入割合			%	100%	100%	100%	100%	100%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
高齢化が急速に進む中、高齢者福祉制度の充実は必要であり、公共の関与は妥当である。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

□ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
長寿を喜び、祝い、高齢者を敬うことを実現できる、より有効な他の方法・手段・制度に転換することができていないため。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
対象者からは、祝金がなくなることについて、行政に対しての不満や失望感、反発、不信感等が生じ、住み慣れた地域で安心して生活をする上で生きがいをもちにくくなる。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　□ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　✔ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
長寿慶祝はほかに敬老大会があるが、本事業と類似した事業としては他にはない。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
平成26年3月に条例を改正し、平成26年度から77歳への支給を廃止したことにより、削減を図っている。歳入確保は期待できず、対象者や給付金額等の廃止や減額などの見直しがなければ、事業費削減は望めない。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

✔ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
88歳の祝い金は民生委員に依頼しているが業務効率性のみを考えれば市で対象者に郵送した方がコストは削減できる。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

✔ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
対象年齢に該当する者については、全員が給付されるという点では、公平であるが、対象年齢が88歳、99歳、百歳に限定されているため、高齢者全体から見ると、偏りがある。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない。

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
市長が来ていただけるのはとても嬉しい。感激した（百歳訪問対象者）

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢になるまで生きていて良かったと思えるということは高齢者の福祉が向上していると言える。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
④ 公平性	□ 適切	✔ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
本事業が位置づけられる高齢者保健福祉計画（地域包括ケア計画）を策定、評価する介護保険運営協議会では、本事業について、「原則廃止、しかしお祝いとして何か名誉となるものを残す。」との意見が表明されおり、今後事業のあり方について検討する余地がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
□ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　✔ 事業のやり方改善（公平性改善）
□ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
祝金（現金）ではなく、記念品を贈呈する方式に移行することを検討する。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
高齢者自身や他の世代の市民が長寿を喜び、祝い、高齢者を敬うための、現金給付以外のより有効な他の方法・手段・制度の実現に向けて検討し、合意形成を図る。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
上記のことが実現できる見通しとなった場合。

事務事業マネジメントシート（兼　事務事業コスト計算書）

評価実施　令和　2　年度						
事務事業名	No. 15	デイ・ホーム運営事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
政策名	No.	4 保健・福祉	所属係	高齢者支援係	課長名	馬塲　一嘉
施策名	No.	基本施策10　高齢者福祉の充実	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計：一般	款：03　項：01　目：02　事業コード：01 1 6 7 0 0	法令根拠	国立市デイ・ホーム事業実施要綱		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　└→（ 昭和59 年度 ～ 年度 ）		期間限定複数年度			

事務事業の概要

事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）
一人暮らし等で家庭にひきこもりがちな高齢者等が、定期的に通所し、各種サービスを受けることで社会交流の促進、心身機能の維持向上、生きがいのある生活につなげる事業。本人負担はなし。食費のみ実費
主な業務の内容は次のとおりである。①上記に該当するものからの申請　②市が通所の可否を決定し、決定（却下）通知書を国立市社会福祉協議会を通して申請者に通知する。③事業を社会福祉協議会に委託し、4施設6会場で実施　④四半期ごとに委託料を支払う。
（予算の内訳）　委託料

この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）
昭和59年に開始した事業で、一人暮らしで家庭に引きこもりがちな要介護認定を受けていない高齢者が、送迎なしで週1回定期的に通所し、趣味、生きがい活動、レクリエーションを行う。核家族化や共働きなどにより、高齢者を取り巻く環境が変化したことから、閉じこもりがちな高齢者に外出機会と、人との交流を図る場を提供する必要があったため。

活動実績及び事業計画
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）
①該当するものからの申請の受付　②決定通知書を社会福祉協議会を通じ送付する③社会福祉協議会で事業を実施　④四半期ごとに委託料を支払う　⑤令和元年度以降の事業実施についての検討・協議
令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載）
上記①～④および令和2年度以降の事業実施についての検討・協議

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）
プログラム参加や他者との交流機会を作ることにより、ひきこもりや心身の健康・機能の低下を防ぐ。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）
一人暮らし等で家庭にひきこもりがちな高齢者または日中一人暮らし同様の生活をしている高齢者で、他者の介助を必要とせず通える者

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）
高齢者（65歳以上）が、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して住み続けることができる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	利用実人数	ア	人	66	66	69	74	65		5
		イ								0
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	申請者数	ア	人	67	75	69	74	67		5
		イ								0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	1日平均利用人数	ア	人	8.1	10.3	11.1	10.5			-1
		イ								0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）		ア								0
		イ								0

(3)事務事業コストの推移

		項目	単位	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）(A)	令和元年度（決算見込み）(B)	令和2年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）-（A）
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	180	180	24	24	24		0
		正規職員人件費計(C)	千円	900	900	120	120	120	0	0
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間							0
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		人に係るコスト計(F)	千円	900	900	120	120	120	0	0
	物に係るコスト	物件費	千円	8,908	8,078	8,035	8,032	7,881		-3
		うち委託料	千円	8,908	8,078	8,013	8,032	7,881		19
		維持補修費	千円							0
		物に係るコスト計(G)	千円	8,908	8,078	8,035	8,032	7,881	0	-3
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0
		補助費等	千円	4,454	4,039	4,377				-4,377
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
		移転支出的なコスト計(H)	千円	4,454	4,039	4,377	0	0	0	-4,377
	その他									0
		その他	千円							0
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	14,262	13,017	12,532	8,152	8,001	0	-4,380
収入内訳										0
		国庫支出金	千円							0
		都支出金	千円	4,454	4,039	4,377	6,264	5,254		1,887
		分担金及び負担金	千円							0
		使用料及び手数料	千円							0
		繰入金	千円							0
		その他	千円							0
										0
	収入計(J)		千円	4,454	4,039	4,377	6,264	5,254	0	1,887
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-9,808	-8,978	-8,155	-1,888	-2,747	0	6,267
一般財源投入割合			%	69%	69%	65%	23%	34%	#DIV/0!	

2　評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共関与性評価

① 公共関与の妥当性
なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？

□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】
介護保険制度は勿論のこと、高齢者が住まいの近くで参加できるような活動がほとんどなかった時期に、自立度は高いが、外出や他者との交流機会が少ない高齢者を対象とした事業を、国立社協委託により実施した意義や効果については一定の評価ができる。現在は多様な実施主体による介護予防事業が展開されていることから、国立市社協に委託して今後も事業を継続していくことが必要かつ妥当であるかは、検討の余地がある。

有効性評価

② 成果の向上余地
成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

✔ 向上余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 向上余地がない　⇒【以下に理由を記入】
現在会場によっては定員に余裕があり、参加人数増加の余地はある。

③ 廃止・休止の成果への影響
事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 影響有　⇒【その内容】
利用者が日中活動を継続することが重要であるため、デイ・ホームに変わる新たな通所先や活動場所を提供することが必要となるが、ひとり暮らし高齢者等が他の資源活用のための行動や諸手続を行う上では困難性が伴い、何らかの支援が必要である。支援を行ったとしても通所先がなくなり、閉じこもり状態になる高齢者が発生する可能性がある。事業自体は、施策の目的や公益の増進に役立っている。

④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

✔ 他に手段がある　（具体的な手段，事務事業）
　✔ 統廃合・連携ができる　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
　□ 統廃合・連携ができない　⇒【以下に理由を記入】
□ 他に手段がない　⇒【以下に理由を記入】
介護予防事業としての再編を検討していく。

効率性評価

⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地
成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）
さらなる歳入を確保できないか？

□ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】
国立社協への委託によって事業を継続しており競争原理が働いていないことから、プロポーザル方式により他事業所の参入を試みることで事業費削減が図られる可能性がある。現在は人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金を事業費の3分の2に充当している。介護保険事業の介護予防日常生活支援総合事業通所型サービスBなどの他の事業形態に変更した場合にさらなる歳入確保の可能性があるかは、不確定である。

⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地
やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
✔ 削減余地がない　⇒【以下に理由を記入】
事業委託方式を変更する場合においても、新たな準備や対応が必要となり、必ずしも担当部署の業務時間削減には繋がらない。

公平性評価

⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地
事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

✔ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】
同じ利用者が何年間も継続利用し、新規利用者が少ないという状況がある。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？
✔ 適切に実施している・一部実施している　⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】　□ 実施していない　⇒3 改革・改善方向の部に反映
□ 評価になじまない
多様性を排除することは行っていない

この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載）
従来から参加している方からは本事業に継続参加したい意向がある

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載）
事業利用者の社会参加に資するものとなっている。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 担当課評価者としての評価結果

① 公共関与妥当性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	✔ 見直し余地あり
③ 効率性	✔ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	□ 適切	✔ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）
新たな介護予防事業として実施する場合①事業内容②委託や補助事業その他運営方法③事業実施主体（委託・補助）選定の考え方④会場⑤必要経費算定等が検討事項となる。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載
✔ 事業のやり方改善（有効性改善）　□ 事業のやり方改善（効率性改善）　□ 事業のやり方改善（公平性改善）
✔ 事業統廃合・連携　□ 縮小　□ 休止　□ 廃止
□ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
昭和59年度から33年間継続している事業である。平成26年度の事務事業評価対象事業となり、その後利用者自己負担額や食費の提供、募集方法、一部の活動内容、活動場所など、変更を加えて継続してきたが、内容や運営方法を根本的に見直す時期にきていると思われる。

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上		○	
維持			×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策
現体制の高齢者支援係の事業として継続していくと、介護保険制度への理解が薄く、事業実施は前例踏襲、定例的とならざるをえない。

(6) ＜目標達成基準，見直し・廃止基準＞この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？
本事業に代わる新たな事業が発足する見通しとなった場合。